

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 2026年6月8日

日本バリュー・ボトムアップ株式投資戦略 アクティブETF

追加型投信/国内/株式/ETF

本ファンドは、特化型運用を行います。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- 本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社から交付されます。ご請求された場合にはその旨をご自身で記録しておくようにして下さい。

委託会社 ファンドの運用の指図を行う者

JAMPファンド・マネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第3386号

〈照会先〉

050-1871-1542

(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ <https://www.jamplatform.com/jfm/>

受託会社 ファンドの財産の保管及び管理を行う者

三菱UFJ信託銀行株式会社

商品分類				属性区分		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
追加型	国内	株式	ETF	株式 一般	年1回	日本

※商品分類及び属性区分の内容は一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)でご覧頂けます。

〈委託会社の情報〉

設立年月日:2022年6月28日

資本金:1,000万円

運用する投資信託財産の合計純資産総額:11,033百万円

(資本金、純資産総額は2026年2月末日現在)

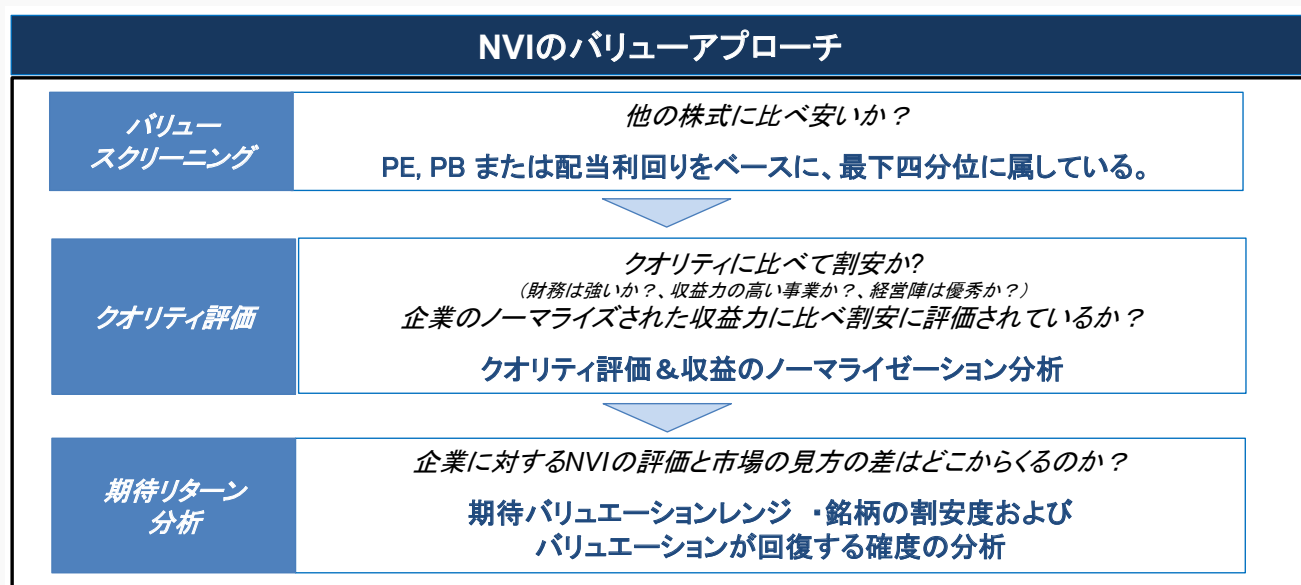
- この目論見書により行う日本バリュー・ボトムアップ株式投資戦略アクティブETFの募集については、委託会社は金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年5月22日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は2026年6月8日に生じております。
- ファンドの商品内容に関して重大な約款変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は受託会社により保管され、信託法に基づき分別管理されております。

■ ファンドの目的

投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

■ ファンドの特色

- 1 | 一貫したバリュート投資哲学と運用プロセスに基づく企業分析をもとに中長期的観点から卓越した投資パフォーマンスを目指します。



- 2 | わが国の金融商品取引市場に上場する株式の中から、厳密な企業分析に基づくボトムアップリサーチにより、事業の質に比べ割安に評価されている銘柄へ投資を行います。

- 3 | 株式の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

- 4 | 投資顧問(助言)会社より投資に関する助言を受けて運用を行います。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

当ファンドは、一般社団法人資産運用業協会が定める「信用リスク集中回避のための投資制限」に定められている「特化型運用」を行うファンドに該当します。当ファンドの保有銘柄において寄与度が10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、投資先について特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

● 主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券(上場投資信託証券等を除きます。)及び外貨建資産への投資は、行いません。
- デリバティブ取引はヘッジ目的以外には利用しません。

● 分配方針

毎決算時(年1回、7月7日。休業日の場合は翌営業日とします。)に、原則として以下の方針により分配を行います。

- 信託財産から生ずる配当等収益から経費を控除後、全額分配することを原則とします。
ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。
- 売買益が生じても、分配は行いません。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■ 基準価額の変動要因

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

● 主な変動要因

株価変動リスク

株式の価格は、株式の発行会社の業績や財務状況、株式市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。

投資した株式の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した株式の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した株式の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

集中投資リスク

信託財産の純資産総額に対する比率が10%を超えて投資する銘柄が存在する、または存在する可能性があります。そのため、分散投資を行う一般的な投資信託に比べ、市場動向にかかわらず基準価額の変動は非常に大きくなる可能性があります。

流動性リスク

有価証券等の時価総額が小さく、または取引量が少ないとき、市況が急変したとき、取引所等における取引が中止されたときまたは取引所等が閉鎖されたときには、有価証券等の売買価格が通常よりも著しく不利な価格となることや有価証券等の売却ができなくなる場合があります。

このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

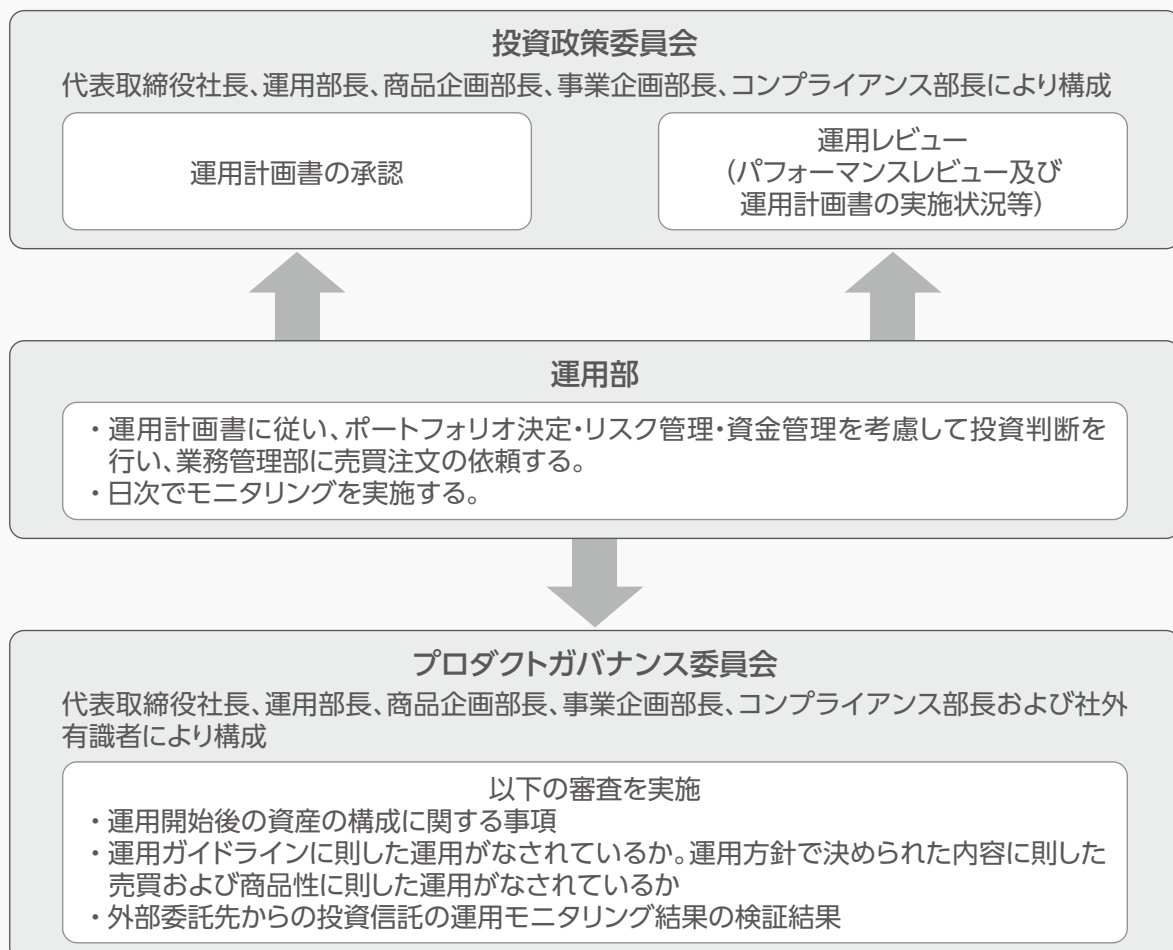
信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ その他の留意点

- 市場価格と基準価額の乖離について
ファンドの市場価格は、金融商品取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額と必ずしも一致するものではありません。
- アクティブ運用型ETFに関する留意点
ファンドはアクティブ運用型ETFであり、特定の指標に連動する投資成果を目指すものではありません。委託会社は、毎営業日にポートフォリオ情報(PCF)を開示しますが、前営業日の基準価額算出の基礎となった保有銘柄に関する情報であり、当日の売買は反映していません。そのため、当該ポートフォリオ情報を基に公表される立会時間中の1口当たり推定純資産額(インディカティブNAV)は、当該時点におけるファンドの適正な純資産価値と常に一致するわけではありません。
- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金の支払が遅延する可能性があります。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

■ リスクの管理体制



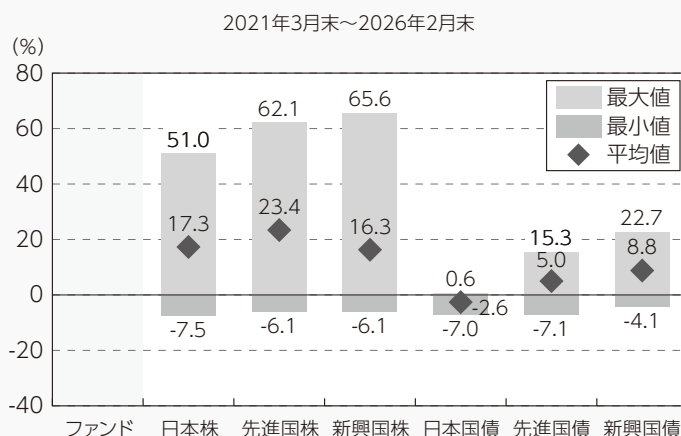
(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



*「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、過去5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。ただし、本ファンドの運用は、2026年6月8日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。なお、全ての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。

〈代表的な各資産クラスの指数〉

日本株…Morningstar 日本株式指数

先進国株…Morningstar 先進国株式指数(除く日本)

新興国株…Morningstar 新興国株式指数

日本国債…Morningstar 日本国債指数

先進国債…Morningstar グローバル国債指数(除く日本)

新興国債…Morningstar 新興国ソブリン債指数

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。各指数は、全て税引前利子・配当込み指数です。

〈各指数の概要〉

日本株：Morningstar 日本株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。

先進国株：Morningstar 先進国株式指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。

新興国株：Morningstar 新興国株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。

日本国債：Morningstar 日本国債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。

先進国債：Morningstar グローバル国債指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。

新興国債：Morningstar 新興国ソブリン債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

〈重要事項〉

本ファンドは、Morningstar, Inc.、又はモーニングスター・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に本ファンドに投資することの当否、または本ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、本ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。本ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社又は本ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は本ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、本ファンドの基準価額及び設定金額あるいは本ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または本ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与していません。Morningstarグループは、本ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び/又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、本ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

有価証券届出書提出日現在、ファンドの運用実績はありません。

● **基準価額・純資産の推移**

該当事項はありません。

● **分配金の推移**

該当事項はありません。

● **主な資産の状況**

該当事項はありません。

● **年間収益率の推移(暦年ベース)**

該当事項はありません。なお、ファンドにはベンチマークはありません。

ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。

■ お申込みメモ

購入時	購入単位	1,000口以上1,000口単位 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。
	購入価額	①当初設定:1口当たり1,000円 ②継続申込期間:購入申込受付日の翌営業日の基準価額 (ファンドの基準価額は100口当たりで表示しております。)
	購入代金	販売会社の定める期日までにお支払い下さい。 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。
換金時	換金単位	1,000口単位 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を控除した価額とします。
	換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じてお支払いします。
お申込み について	申込締切時間	原則として、購入・換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
	購入の申込期間	当初設定 2026年6月8日に当初設定に係る申込みが行われます。 継続申込期間 2026年6月8日から2027年3月5日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新する予定です。
	換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込に制限を設ける場合があります。
	購入・換金 申込不可日	1. 申込日当日が、計算期間終了日の4営業日前から起算して3営業日以内(ただし、計算期間終了日が休日(営業日でない日)をいいます。)の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内) 2. 上記のほか、委託会社が、別に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき
	購入・換金 申込受付の 中止及び取消し	取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込の受付を中止することや、すでに受付けた購入・換金申込の受付を取消すことがあります。

その他	信託期間	無期限(2026年6月8日設定)
	繰上償還	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信託を終了することが受益者のために有利であると認めるとき ・ その他やむを得ない事情が発生した場合 ・ 信託契約締結日から5年を経過した日以降において、受益権の口数が20営業日連続して100万口を下回った場合 ・ 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合
	決算日	<p>年1回(原則として7月7日。休業日の場合は翌営業日。)</p> <p>*初回決算日は2027年7月7日です。</p>
	収益分配	<p>年1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。</p> <p>①信託財産から生ずる配当等収益から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。</p> <p>②売買益が生じても、分配は行いません。</p> <p>③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。</p>
	信託金の限度額	1,000億円
	公告	<p>原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。</p> <p>https://www.jamplatform.com/jfm/</p>
	運用報告書	作成、交付しません。
	課税関係	<p>課税上は上場証券投資信託として取り扱われます。</p> <p>上場証券投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。</p> <p>配当控除の適用があります。</p> <p>益金不算入制度の適用はありません。</p> <p>※上記は、2026年2月末日現在の情報に基づくものです。税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。</p>

■ ファンドの費用・税金

● ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用				
購入時手数料	販売会社が定めるものとします。 詳しくは販売会社にご確認下さい。		ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。	
信託財産留保額	換金時には、1口当たり、解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.03%が信託財産留保額として控除されます。			
投資者が信託財産で間接的に負担する費用				
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額×年率0.90%(税抜0.99%)			
	配	委託会社	年率0.85%(税抜)	委託した資金の運用の対価です。
	分	受託会社	年率0.05%(税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。
[投資顧問会社(投資助言会社)に支払う投資顧問料] 当ファンドへの投資助言にかかる日本バリュー・インベスターズ株式会社が受取る報酬は、委託会社が受取る信託報酬から支払われるものとします。				
その他費用・手数料	<p>①受益権の上場にかかる費用(2026年2月末日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規上場料および追加上場料:新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して、0.00825%(税抜0.0075%) ・年間上場料:毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%(税抜0.0075%) ・新規上場に際しての上場審査料 <p>*これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。</p> <p>②組入有価証券または先物取引等の売買の際に発生する売買委託手数料、組入有価証券の決済・保管費用、ファンド監査費用、有価証券届出書、有価証券報告書、交付目論見書、請求目論見書および訂正事項分の作成、印刷および提出または交付に係る費用、信託約款の作成、印刷および提出または交付に係る費用および決算短信など開示資料の作成、印刷および提出または交付に係る費用、この信託の受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託契約の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および提出または交付に係る費用は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。</p>			

※運用管理費用(信託報酬)、監査費用は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。その他費用・手数料(監査費用を除きます。)はその都度、投資信託財産から支払われます。

※ファンドに係る手数料等につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

●税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」について

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した上場証券投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金に関する記載は、2026年2月末日現在の情報に基づくものです。税法が改正された場合には変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

ファンドの運用は2026年6月8日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

MEMO

A large grid of dotted lines for writing, consisting of 20 rows and 40 columns of dots.

MEMO

A large grid of dotted lines for writing, consisting of 20 rows and 40 columns of dots.

MEMO

A large grid of dotted lines for writing, consisting of 20 rows and 40 columns of dots.

